

(広報資料)

令和 2 年 1 0 月 5 日
京 都 市 文 化 市 民 局
〔文化芸術都市推進室文化芸術企画課〕
電話 3 6 6 - 0 0 3 3
公益財団法人京都市芸術文化協会
(電話 2 1 3 - 1 0 0 3)

「感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金」制度の創設について

この度、京都市は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、公演・展示等の発表機会を失った文化芸術関係者の活動継続・再開を支援するため、「感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金」制度を創設しますので、お知らせします。

なお、本制度は、本年 9 月市会において可決された補正予算を財源とし、(公財)京都市芸術文化協会に補助する形で行うものです。

1 事業概要

適切な感染症防止対策を講じながら実施する文化芸術活動を支援するため、施設使用料及び附帯設備使用料の半額(上限 40 万円/日、最大 5 日間・200 万円)を補助する「**施設使用料等補助**」と、実演芸術や映画撮影など、複数の者で制作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止等経費を補助(上限 50 万円)する「**感染拡大防止等経費補助**」を行うことで、安全な発表・鑑賞・制作環境の整備を図るものです。

2 施設使用料等補助について

(1) 概要

適切な感染症防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び附帯設備使用料の半額を補助することで、安心・安全な発表・鑑賞環境の整備を図るものです。

(2) 補助対象者

市内の対象施設において、広く文化芸術の鑑賞機会を提供する個人又は団体

(3) 対象事業

以下の各号の全てを満たすもの

- ・令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に行うもの
- ・京都市内の対象施設で広く市民に文化芸術(文化芸術基本法第 8 条から第 12 条までに掲げる文化芸術活動全般)の鑑賞機会を提供する事業

- ・業種別ガイドライン等に基づき、適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、不特定の者を集客するもの（無観客配信等を含む）
- ※市・府主催事業，施設主催事業，発表会など主として特定の者を対象とした活動及びワークショップ等の鑑賞を目的としないもの等は対象外です。

(4) 対象施設

市内に所在する文化芸術活動の発表・鑑賞拠点（劇場，イベントホール，能楽堂，歌舞練場，ライブハウス，ギャラリー・展示室等）

ア 公立施設

別紙のとおり。公立施設については，登録は不要です。掲載施設は随時更新します。

※使用申込や料金については，各施設にお問い合わせください。

イ 民間施設

施設の所有者又は管理者による登録制とします。

(ア) 登録期間

令和2年10月5日（月）以降順次

(イ) 登録内容

①施設名，②代表者及び担当者名，③ウェブサイト URL，④所在地，⑤電話番号，⑥施設の種類，⑦標準料金表，⑧感染防止対策の取組，⑨「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」導入状況
様式は，以下の URL からダウンロードできます。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000275500.html>

(ウ) 登録方法

両立支援補助金係（公益財団法人京都市芸術文化協会 内）宛てに，登録書類を送付してください。

メール：ryoritsu@kyotoartsupport.com

※タイトルに【施設登録】と記載してください。

(エ) その他

業種別ガイドラインの遵守状況など感染防止対策を確認します。

(5) 補助額

施設使用料及び附帯設備使用料の1/2相当額…上限40万円/日

※最大5日間まで（同一施設での設営・リハーサル・撤収等を含む日数）

3 感染拡大防止等経費補助

(1) 概要

実演芸術や映画撮影など，複数の者で行う文化芸術活動に対して，業種別ガイドライン等に基づく感染拡大防止等経費を補助することで，安全な制作環境の整備を図るものです。

(2) 補助対象者

京都市内を拠点に活動し、広く市民に文化芸術の鑑賞機会を提供する団体又は個人

(3) 対象事業

以下の全ての項目に当てはまる活動

- ・文化芸術基本法第8条から第12条までに掲げる文化芸術活動
※主に実演芸術や映画撮影を想定しています。
- ・令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に、業種別ガイドライン等に基づき、適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、不特定の者の集客を目的とする文化芸術活動
- ・市内において複数の者が参加して行う公演、撮影、展覧会、制作等の準備・実施
※主たる目的が物品販売や会員等の勧誘を行うもの、一般公開しない作品の制作又は会員等特定の参加者のみを集客するものは対象外

(4) 対象経費

感染症対応のための研修会、公演実施に係るマニュアル作成、アルコール消毒液等消耗品、追加で生じる消毒や検温などを行うスタッフ費等の追加的経費全般

※詳細については、募集案内リーフレットを参照してください。

(5) 補助額

感染拡大防止等経費の1/2相当額…上限50万円/件
ただし、1団体・1個人につき、1件限りとする。

4 補助金の申請について

原則オンラインで申請を受け付けます。オンライン申請が困難な場合は、郵送により受付します。

(1) オンライン申請について

ウェブサイトの「申請フォーム」にて申請してください。

URL: https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_subsidy/

※申請は令和2年10月19日（月）午前10時から可能になります。

(2) 郵送申請について

申請書類は以下のURLからダウンロードしてください。必要事項を記入の上、以下の宛先へ提出してください。

URL: https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_subsidy/

宛先 〒550-0013 大阪府大阪市西区新町 1-16-1 大陽日酸新町ビル 6F
株式会社 KNT ビジネスクリエイト西日本営業部 両立支援補助金係
※封筒の表面に「施設使用料等補助申請」又は「感染拡大防止等経費補助申請」のいずれかを明記してください。

(3) 申請期間

令和2年10月19日(月)午前10時～令和3年2月28日(日)午後5時
郵送の場合は期間内の消印有効です。

なお、上記期間に関わらず、予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

5 問合せ先

広報資料に関すること

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課 (366-0033)

補助金申請に関する相談

両立支援補助金係 (公益財団法人京都市芸術文化協会 内)

- ・メール ryoritsu@kyotoartsupport.com
- ・電話 213-0213 (平日午前10時～午後5時 ※)

※京都芸術センター臨時休館日及び年末年始休館日(12月26日～1月4日)を除く

電話は令和2年10月12日(月)から通話可能です。

原則メールで問い合わせを受け付けます。電話の場合は、お時間をいただくことがございます。また、申請書の持参提出は受け付けませんので、ご注意ください。

別紙 公立施設一覧（令和2年10月5日現在）

	施設名称	所在地・電話番号
1	京都コンサートホール	左京区下鴨半木町 711-2980
2	ロームシアター京都	左京区岡崎最勝寺町 771-6051
3	北文化会館	北区小山北上総町 493-0567
4	東部文化会館	山科区榊辻西浦町 502-1012
5	右京ふれあい文化会館	右京区太秦安井西裏町 822-3349
6	西文化会館ウエスティ	西京区上桂森下町 394-2005
7	呉竹文化センター	伏見区京町南七丁目 603-2463
8	京都市円山公園音楽堂	東山区円山町 円山公園内 255-9939
9	京都市京セラ美術館及び 京都市美術館別館	左京区岡崎円勝寺町 771-4334
10	無鄰菴	左京区南禅寺草川町 771-3909
11	旧三井家下鴨別邸	左京区下鴨宮河町 366-4321
12	京都市男女共同参画センター ウィングス京都	中京区東洞院通六角下る御射山町 212-7490
13	京都市国際交流会館	左京区栗田口鳥居町 752-3010
14	京都市勸業館 みやこめっせ	左京区岡崎成勝寺町 762-2630
15	堀川御池ギャラリー	中京区油小路通御池押油小路町 255-9023
16	京都堀川音楽高校音楽ホール	中京区油小路通御池押油小路町 255-9023
17	京都府立文化芸術会館	上京区寺町通広小路下ル東桜町 222-1046

	施設名称	所在地・電話番号
18	京都府立府民ホール アルティ	上京区烏丸通一条下ル龍前町 441-1414
19	京都府京都文化博物館	中京区三条高倉 222-0888
20	京都府立京都学・歴彩館	左京区下鴨半木町 723-4831
21	国立京都国際会館	左京区宝ヶ池 705-1229

※使用申込や料金については、各施設にお問い合わせください。